

氏 名	はっ どり けん じ 服 部 憲 児
学位(専攻分野)	博 士 (教育 学)
学位記番号	論 教 博 第 135 号
学位授与の日付	平 成 20 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	フ ラ ン ス に お け る 全 国 大 学 評 価 委 員 会 (CNE) に よ る 大 学 評 価 に 関 す る 研 究 — 大 学 改 善 の 促 進 の 観 点 か ら —

論文調査委員 (主 査)
教 授 高 見 茂 教 授 杉 本 均 准 教 授 金 子 勉

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、大学評価の最重要目的は、大学改善の推進にあるとする立場から、評価と改善を一体的に捉え、大学改善を促進する大学評価の方策について検討している。その着眼対象は、フランスの大学評価機関である全国大学評価委員会(Comité national d'évaluation, 以下CNE)であり、その活動を題材に大学改善促進の観点から分析・考察を行なっている。本論文は、10の章に“序章”と“結章”を加えた全12章によって構成されており、CNEによる個別大学評価報告書等、原資料に綿密に当たり手堅く論を展開している。

先ず“序章”では基本的な考え方を提示し本論文の課題設定を行っている。具体的には、大学評価の目的を3つ(大学改善, 説明責任, 予算配分)に整理し、大学評価研究においては特に大学改善との関連で研究を推進することの必要性を主張する。そして20年以上に及ぶCNEによるフランスの大学評価の経験は、大学改善に繋がるよりの確な大学評価の方途を探求する上で大いに参考となるものであると捉え、フランスの大学評価制度研究の意義を指摘している。

第1章では、CNEの設立の背景、法的枠組み、その活動内容・方針について整理している。さらにCNEによる個別大学評価の方法論の分析を行い、その特徴がi) コミュニケーションを重視する「対話の精神」、ii) 自発性を重視する大学の自律性の尊重と「証明の論理」、iii) CNEの独立性と支援の評価の3点であることを見出している。

第2章では、第3章以下の考察の前提作業として、フランス高等教育機関の最重要課題の一つである大学第1期課程の教育条件悪化問題を取り上げ、その概要を整理している。以上を踏まえ、続く第3章では、大学第1期課程の改革動向を、i) 機関コースの新設による「職業教育化」の推進と、ii) 情報提供・指導の充実、進路変更の促進等「教育の適正化」に整理すると共にその構造を明らかにする。さらに第4章では、大学第1期課程改革においてCNEが果たした役割に焦点を当てて分析を行い、フランスの高等教育政策に少なからぬ影響を与えていると結論付けている。

第5章では、第6章以下の個別機関の評価と改善の検討の前提作業として、CNEによる個別大学評価報告書の分析を行っている。個別大学評価報告書の形式、記載項目の多様性こそが、CNEによる大学評価の特質であることを指摘している。

第6章では個別大学の改善に対する大学評価の影響を検討するため、バルサイユ大学の事例を取り上げている。同大学の評価報告書の分析から、CNEの報告書を通じた勧告の多くが実行に移されている事実を抽出している。こうしたCNEの大学改善に対する影響力は、評価主体CNEと被評価大学との継続的な「対話」によって担保されるものと結論付けている。

第7章では、CNEの個別大学評価が、補助金獲得のための制度である契約制度を導入する際にどの程度活用されているのかを検討している。多くの事例でCNEによる評価が考慮されており、大学評価は契約制度を通じて大学改善に一定の役割を果たしている事実を見出している。

第8章では、CNEによるフランスの大学評価の成果と課題を検討している。ここではCNEの活動に対する様々な批評を整理すると共に、CNEスタッフへの面接調査を通じてCNEによる自己評価内容の把握に努めている。そしてCNEの評価の寛大さ、評価報告書に対する関心、CNEの決定権の無さ、勧告を実行に移させる強制手段の無さ、といった課題を見出

している。

第9章では、大学評価制度の活用効果を上げるための施策としての追跡調査について検討している。筆者は追跡調査の分析から、CNEの評価とその後の改善には一定の連続性が見られ、勧告を基にした改善が進められていることを指摘する。また理論的には「対話の精神」に加えて、大学自らによる「証明の論理」が付加され、大学改善の確認と大学自身による対外的説明責任を同時に果たし得る仕組みが組み込まれているとする。

第10章では、CNEによる個別大学の実践例について若干の検討を加えている。CNEによる先進的な個別大学の実践事例の紹介は、成功事例（あるいは失敗事例）の共有化・普及化を通じて、高等教育全体の質の向上へと繋がる可能性があることと結論付けている。

結章では、本論文の課題を確認した上で、フランスの大学評価の構造的長を以下のように総括をしている。すなわち、基本指針としては評価が受容されるための制度基盤の構築を目指し、その上で「対話の精神」と「証明の論理」による個別大学の改善、政策提言による全体の改善、「実践の共有化」による相乗効果の高まりを期したシステムであると結論付けて本論文は閉じられている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、マクロ的な視点から大学評価と改善を一体的に捉え、大学評価から大学改善に繋がる道筋を検討し、究極的には有効な大学評価システムの構造を明らかにすることをねらいとするものである。具体的には、20年を越える大学評価実践の蓄積のあるフランスの大学評価とその中心機関であるCNEの活動を取り上げ、個別大学の評価報告書、全体報告書、分野別報告書等にも丁寧に当たり、その目的、方針、活動内容、影響力に焦点を当てて総合的に検討する手続きが採られた。

本論文は、以下の5点において顕著な独創性があり、高く評価できる。

第一に、大学評価の最重要かつ最優先目的を大学改善として位置づけ、個々の大学を支援しその改善を促進する評価のあり方を具体的に提示した点である。今日、わが国の高等教育分野においても漸く評価文化が定着しつつあるが、政策レベルのねらいは、評価を通じた競争原理によって大学同士を切磋琢磨させ、教育・研究の質の向上を図ろうとすることにあるとされる。しかし本論文は、フランスの大学評価制度の中に、こうした競争原理とは一線を画した別の大学評価制度つまり評価を通じて個々の大学の教育・研究条件のさらなる充実と改善支援に資するシステムの存在を見出している。

第二に、こうした評価が大学に受入れられ、改善に結びつく大学評価制度が成立し好循環するための条件を具体的に突き止めた点である。CNEの活動およびその機構的特性、評価をめぐる大学との交渉プロセス等の分析を通じ、それは i) コミュニケーションを重視する「対話の精神」、ii) 自発性を重視する大学の自律性の尊重と「証明の論理」、iii) CNEの高等教育管理機関からの機構的独立性と支援の評価姿勢であることを説得力をもって論証している。

第三に、大学評価による個別大学改善に加えて、CNEによる高等教育分野全体のマクロ的改善戦略の内実を鋭く抉り出した点である。すなわちCNEは、個別大学評価を通じて先進的な実践例を発掘し、全体報告書やテーマ別報告書で紹介するとともに、それらを基に積極的に政策提言を行っている。こうしたCNEの戦略は、成功事例（または失敗事例）の共有化・普遍化（実践の共有化・普遍化）と、政策への影響力の行使によって高等教育全体の質の改善を加速させ、さらなるレベルアップを促進するものと評価し、ここにCNEのもう一つの戦略的ねらいを見出している。

第四に、CNEによる評価が大学改善を促進する具体的側面を、競争原理による質の向上戦略との違いを浮き彫りにする形で提示している点である。フランスにおいても、国との契約による追加的補助金獲得のための仕組みが組み込まれている。そして国との契約交渉においては、CNEの評価が考慮される。これは一見、CNEの評価が競争的資金獲得の基準として活用され、成果主義による予算配分に通ずるようにも見える。しかし、本論文は、CNEの評価は直接的に競争を煽るものではなく、予算獲得は大学改善に繋がるものと捉え、むしろ競争に晒されている大学を支援する機能を果しているとの見解を披瀝している。こうした知見は競争原理を大学に注入せず、予算獲得を改善に結び付ける道筋を提示した点で高く評価できる。

第五に、上記の知見を総括する形でフランスの大学評価に見る評価と改善の一体的構造を概念的に提示している点である。すなわち大学による評価の受容性を基礎として、「対話の精神」と「証明の論理」による個別大学の改善、政策提言による

全体の改善、「実践の共有化」によって全体と個の相乗効果の高まりを期す構造であることを見出している。

以上本論文は、独創性に満ちたすぐれた論文であるが、審査の過程で以下のような問題点も指摘された。

第一にフランスの高等教育に関する体系図において、教育機関の略号と学位の略号が混在している可能性があり再検討が必要であること、フランスの大学の第1期課程に見るいわゆる「ねじれ現象」についての説明が不十分である等の問題点が指摘された。第二にCNEの勧告の影響力の検証手法として個別大学へのインタビューを用いているが、その方法・内容に工夫が必要であること、さらに勧告と大学の対応の一致を影響力の判断基準とする問題性が指摘された。第三に全体を通して訳語の検討がやや不十分な箇所が随所に見られ、さらなる検討が必要なこと等が指摘された。

このように本論文には今後の課題を残すものの、それらは本論文の学問的意義を否定するものではない。口頭試問では上記の指摘に的確に回答し、今後の研究課題としてさらなる研鑽を深める姿勢を示している。また、対象とした研究分野は、今まさに高い関心の寄せられている分野の一つであり、大学評価研究を大学改善との関連で着想し果敢に挑んだその姿勢は委員全員から高く評価された。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。

また、平成20年1月7日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。